

令和7年5月30日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

明光技研株式会社 山形県南陽市西落合566-1

令和7年5月30日～令和7年9月29日（4ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である明光技研（株）の代表取締役は、山形県高畠町が発注した業務の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年2月16日、山形県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

その後、明光技研（株）の代表取締役は、業務の入札情報を入手した見返りとして現金を渡したとして、同年3月7日、山形県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(競売入札妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等	全地域について逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上